3　道路メンテナンス企画室に、室長を置く。
（削る）
4・5　（略）
（道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官）
第七十一条　環境安全・防災課に、道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　道路防災対策室は、道路の防災に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。
5　道路防災対策室に、室長を置く。
6・7　（略）
（木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価・判定業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）
第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官、評価・判定業務等監督調整官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）
6　建築環境企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること（評価・判定業務等監督調整官の所掌に属するものを除く。）。
7・8　（略）
9　評価・判定業務等監督調整官は、命を受けて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律又は同法に基づく命令に基づく登録を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する企画及び立案、調整、指導並びに監督に関する事務をつかさどる。
10　（略）
（国際業務室並びに自動運転戦略官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官）
第八十九条　技術政策課に、国際業務室並びに自動運転戦略官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官それぞれ一人を置く。
2　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること（自動運転戦略官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　（略）
4　自動運転戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　道路運送車両の安全の確保及び使用に関する事務のうち自動運転技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
二　自動運転技術に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること。
三　自動運転技術に係る国際協力に関すること。

3　道路保全企画室に、室長を置く。
4　道路防災対策室は、道路の防災に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。
5　道路防災対策室に、室長を置く。
6・7　（略）
（道路交通安全対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官）
第七十一条　環境安全課に、道路交通安全対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（新設）
4・5　（略）
（木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官）
第七十七条　住宅生産課に、木造住宅振興室、住宅瑕疵担保対策室及び建築環境企画室並びに住宅産業適正化推進官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ一人を置く。
2～5　（略）
6　建築環境企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。
7・8　（略）
（新設）
9　（略）
（国際業務室並びに先進技術推進官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官）
第八十九条　技術政策課に、国際業務室並びに先進技術推進官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官それぞれ一人を置く。
2　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること（自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　（略）
4　先進技術推進官は、道路運送車両の安全の確保及び使用に関する事務のうち先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。